

医療型短期入所および医療型特定短期入所利用説明書 (重症心身障害児・医療的ケア児)

1 事業の目的

この事業は保護者の病気やその他の理由により、心身に重度の障がいを持つ児童の介護が難しくなった場合に、当該障害児を一時的に施設でお預かりして、障がい児およびその家族の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

2 施設サービスの内容

①日常生活支援

食 事	<p>(食事時間) 朝 食 8:00 ~ 8:30 昼 食 12:30 ~ 13:00 夕 食 18:00 (17:45) ~ 18:30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食費は別途必要です。 ・おやつとして牛乳、コーヒー牛乳、ジュース等を提供します。 ・食事用の椅子、自助具が必要な方はご用意ください。 ・歯ブラシ、コップをご用意ください。 ・必要な方はお食事用の<u>とろみ剤をご用意ください</u>。
入 浴	<p>(入浴時間) 15:00~16:30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日以外は原則として入浴があります。お子さまの体調や病棟の状況によっては、入浴できないこともあります。 ・ボディシャンプー等入浴用品をご持参ください。 ・衣類を着替えますので、ご用意ください。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さまの状況に応じて適切な排泄介助を行います。 ・紙おむつ、<u>おしりふき</u>、尿取りパッド等必要物品はご持参ください。 ・紙おむつはテープ式をお願いすることもあります。
保 育	<ul style="list-style-type: none"> ・入園児と一緒に学童保育(利用児全員を対象)に参加します。ただし、感染症が流行しているときは参加できない場合もあります。
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯はありません。日数分以上の着替えをお願いします。 ・パジャマ、下着、上下衣(ズボン・トレーナー・Tシャツ等)、靴下を用意してください。 ・洗濯物を入れるビニール袋をご持参ください。 ・衣類の紛失を防ぐため、名前をわかりやすく記入してください。
送 迎	<ul style="list-style-type: none"> ・実施していません。 ・福岡特別支援学校在学の児童は土日祝日が登校日となる場合を除き、登校支援を行います。 ・18:00~19:00は、園児の食事等介助で入退所の対応ができません。送迎はその時間帯を避けてください。

②保健医療サービス

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師が服薬管理を含む健康管理を行います。 ・常用薬は1回分ずつ分けて小袋に入れ、氏名、服用する日時、薬剤名を記入して、看護師にお渡しください。臨時薬は薬剤名と服用法を看護師に伝えてお渡しください。お薬手帳を持ってきてください。 ・来園時に熱がある場合や、<u>ご利用期間中に発熱、容態の変化等があった場合は、その時点でやむを得ずご利用を中止とさせていただきますので、ご連絡後は速やかに帰宅のお迎えをお願いします</u>。 ・ご利用期間中に体調を崩した場合は、保護者に連絡を取り当園医師が診療にあたりますが、連絡前に診療を行う場合もありますので、ご了承ください。 ・院内感染を防ぐため、契約時の診察で鼻腔・咽頭・鼠径部の細菌検査を行いますのでご協力ください。契約更新時も1年に1回は細菌検査を行います。 ・集団生活になります。インフルエンザ等必要な予防接種をお願いします。 ・近隣で感染性疾患等が流行している期間は、短期入所及び医療型特定短期入所の受け入れを停止することがあります。
------	--

3 利用料金（令和6年4月1日以降）

① サービス利用者負担額

- (1) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)（宿泊を伴うもの） 1日につき・・・2,864円
※上記金額は1日あたりの料金です。実際のご利用料金は2日分からとなります。
- (2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)（宿泊を伴わないもの）1回につき・・・2,735円
※9:30～20:00（最大10時間半）の間で、任意の時間帯をご利用いただけます。
時間数に関わらず、1回のご利用となります。
- (3) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）
（同一日に他の日中活動サービスを利用した場合）1回につき・・・2,020円
※同一日に他の日中活動サービスを利用した場合は地域連携課に申し出てください。

・上記サービスをご利用の場合には、短期利用加算として別途1日につき30円（1年間につき利用通算30日を限度とします）をお支払いしていただきます。

・上記のほか、「超重症児(者)・準超重症児(者)」に該当される場合は、『特別重度支援加算(Ⅰ)』として1日につき610円、もしくは『特別重度支援加算(Ⅱ)』として1日につき297円が加算されます。

また、「超重症児・準重症児」に該当しない場合でも、医療的ケアの必要性の高さから医学的管理や療養上必要な措置を実施した場合は、『特別重度支援加算(Ⅲ)』として1日につき120円が加算されます。

・市町村が定める月額負担上限額の範囲内でお支払いしていただきます。

② 食費

食事をご利用の際は食費をお支払いください。

・食事提供体制加算対象者 非該当の場合

朝食	400円	昼食	520円	夕食	520円
----	------	----	------	----	------

・食事提供体制加算対象者 該当の場合

朝食	240円	昼食	360円	夕食	360円
----	------	----	------	----	------

※食事提供体制加算対象者「該当」の場合は、食事回数に関わらず、1日につき48円をお支払いしていただきます（食事提供体制加算の1割にあたる金額）。

③ 光熱水費

医療型短期入所（宿泊）の場合は1日につき40円、医療型特定短期入所（日帰り）の場合は1回につき20円をお支払いしていただきます。

④ 食事について

お子さまの体調その他の事情によるご利用の中止・変更は、早めにご連絡ください。

下記の時間までにキャンセルのご連絡がない場合は当該食費を負担していただきます。

朝食	前日16時	昼食	当日9時	夕食	当日14時
----	-------	----	------	----	-------

4 緊急短期入所受入加算について

利用日の前々日、前日又は当日に利用希望の連絡があり、やむを得ない理由により短期入所をご利用の場合は、緊急短期入所受入加算として1日につき500円加算されます。

5 利用料金等のお支払い方法

毎月10日頃までに前月分の利用料を納入通知書により請求いたします。月末までに指定の納入場所、または新光園窓口でお支払いください。

※その他、ご不明な点については下記までお問い合わせください。